

秦野市防犯協会会則

(平成元年2月21日施行)

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、秦野市防犯協会と称し、その事務所は、秦野市役所防犯担当課に置く。

(目的)

第2条 本会は、犯罪のない明るい社会を理想として、防犯思想並びに遵法精神の普及徹底を図り、道義の高揚と自警心を喚起し、各種犯罪の未然防止に努め、治安維持に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及宣伝に関する事。
- (2) 防犯対策の調査研究に関する事。
- (3) 防犯施設の整備、拡充強化に関する事。
- (4) 警察で行う防犯活動の援助協力に関する事。
- (5) 青少年の不良化防止に関する事。
- (6) 防犯功労者の表彰に関する事。
- (7) その他本会の目的達成に必要と認めた事。

第2章 組織及び役員

(組織)

第4条 本会は、秦野市に住所又は職場を有する者をもって構成する。

(会費)

第5条 会費は、総会の承認を得て、徴収することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、支部長8名、理事若干名、会計2名、監事2名

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、監事は、秦野市に住所又は職場を有する者の中から理事会の推薦により総会で選任する。
- (2) 支部長は、各支部で選任された者がこれにあたり、理事を兼務するものとする。
- (3) 理事（支部長である者を除く。）は、理事会で選任し、総会で承認を得るものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 支部長は、会長の指示に従い、支部の運営にあたる。
- 4 理事は、総会の決定及び会長の指示に基づき、事業目的遂行に必要なことを掌る。
- 5 会計は、会計事務を掌る。
- 6 監事は、会計を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第3章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第10条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問及び参与は会長が選任し、理事会の承認を得る。
- (2) 顧問は会長の諮問に応ずるほか、本会の運営について意見を述べるができる。
- (3) 参与は会議に出席して本会の運営について意見を述べるができる。
- (4) 顧問、参与の任期は役員に準ずる。

第4章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会、支部長会とする。

2 総会は会長が招集し、その議長は出席者の中から選出する。

3 理事会、支部長会は、会長が招集し、その議長となる。

4 会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎会計年度始めとする。

2 総会は、役員、支部役員、防犯指導員、地域防犯連絡員、顧問、参与、その他会長が必要と認める者をもって構成する。

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算
- (2) 会則の改正
- (3) 役員の変更
- (4) その他重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事。
- (2) 事業計画の実施運営に関する事。
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(支部長会)

第15条 支部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 支部活動に必要な連絡調整に関する事。
- (2) その他会長が必要と認めた事項

第5章 支部

(支部の設置)

第16条 本会に次の支部を置く。

本町、南、東、北、大根、鶴巻、西、上

(支部の運営)

第17条 支部は、本会の目的を達成するため、本会則に準じて支部規約を定め、組織し、運営するものとする。

第6章 防犯指導員連絡会

(防犯指導員の委嘱)

第18条 防犯指導員は、支部の推薦により会長が秦野警察署長と連名で委嘱する。

(防犯指導員連絡会)

第19条 防犯指導員を構成員として防犯指導員連絡会を置く。

2 会の活動は、防犯指導員制度運用要綱（昭和48年神防連発第56号）に基づき、本会の目的事業に協力すること。

3 防犯指導員連絡会会長は、理事会及び支部長会に出席して、意見を述べることができる。

(防犯指導員連絡会の運営)

第20条 防犯指導員連絡会の運営は、同連絡会会則の定めるところによる。

第7章 地域防犯連絡所

(地域防犯連絡所の設置)

第21条 地域防犯連絡所の設置及び運営要綱に基づき各単位自治会の区域及び会長が特に必要と認める区域に地域防犯連絡所を設置する。

(地域防犯連絡員の委嘱)

第22条 地域防犯連絡所には、その居住者を地域防犯連絡員として会長と秦野警察署長が連名で委嘱する。

第8章 事務局

(事務局)

第23条 本会に次の職員を置く。

事務局長1名、次長1名、事務職員等若干名

2 職員は理事会の承認を得て会長がこれを任免する。

3 職員は会長の指示に従い本会の運営に必要な一切の事務処理を

するものとする。

(記録)

第24条 本会に次の帳簿を備え、その処理経過を明確にするものとする。

- (1) 会議録
- (2) 金銭出納簿
- (3) 事業録
- (4) 財産管理簿
- (5) 役員、支部役員、防犯指導員並びに地域防犯連絡員名簿

第9章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第26条 本会の経費は、会費、事業収入、助成金及び寄付金をもってこれに充てるものとする。

第10章 補則

(補則)

第27条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成元年2月21日から施行する。
- 2 秦野市防犯協会会則(昭和53年5月1日施行)は、廃止する。

附 則

この会則は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月14日から施行する。